

■ 神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>神戸市消費生活条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、<u>神戸市消費生活条例</u>(平成17年4月条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(欠陥商品等に係る情報提供)</p> <p><u>第3条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、条例第11条第3項に規定する情報を提供するに当たり、必要があると認めるときは、<u>神戸市消費生活審議会</u>(以下「<u>審議会</u>」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p><u>第4条</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>神戸市民のくらしをまもる条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、<u>神戸市民のくらしをまもる条例</u>(平成17年4月条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(事業者の商品又は役務に係る必要な措置)</u></p> <p><u>第3条</u> 条例第10条第2項に規定する措置は、別表第1左欄に掲げる事業者による同表右欄に掲げる措置とする。</p> <p>(欠陥商品等に係る情報提供)</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、条例第11条第3項に規定する情報を提供するに当たり、必要があると認めるときは、<u>神戸市消費者苦情処理審議会</u>(以下「<u>苦情処理審議会</u>」という。)の意見を聴くものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>

(商品の表示事項)

第6条 条例第17条第1項の規則で定める必要な事項は、別表第2(事業者が商品と役務とを併せて提供する場合(次条及び第8条において「特定場合」という。))にあつては、別表第4)のとおりとする。

(役務の表示事項)

第7条 条例第17条第2項の規則で定める事業者、役務及び必要な事項は、別表第3(特定場合にあつては、別表第4)のとおりとする。

(商品及び役務の表示の方法等)

第8条 条例第17条第3項の規則で定める表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項は、商品を提供する場合(特定場合を除く。)にあつては別表第2、役務を提供する場合(特定場合を除く。)にあつては別表第3、特定場合にあつては別表第4のとおりとする。

(単位価格表示)

第9条 条例第18条第2項の規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 売場面積が300平方メートル以上の店舗において小売業を営んでいる者

(2) 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された消費生活協同組合

2 条例第18条第2項の規則で定める商品及び基準量は、別表第5のとおりとする。

3 条例第18条第2項の規定による基準量当たりの価格の表示は、有効数字の4けた目を四捨五入することによる3けたの有効数字により、並びに消費者の見やすい方法により、及び見やすい箇所に行うものとする。
（役務料金の表示）

第10条 条例第18条第3項の規則で定める事業者及び役務は、別表第6のとおりとする。

2 条例第18条第3項の規定による表示は、日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いたものであって、統一のとれたものとする。
（保証表示）

第11条 条例第20条の規則で定める商品は、別表第7に掲げるものとする。

2 条例第20条の規則で定める事項は、別表第8に掲げるものとする。

3 条例第20条の規定による表示は、保証書の提示及びその内容の説明に

より行うものとする。

(金銭消費貸借契約書等の交付)

第12条 条例第21条第1項の金融業を営む事業者（以下この条において単に「事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行

(2) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する信用金庫及び信用金庫連合会

(3) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第3条に規定する労働金庫及び労働金庫連合会

(4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合及び同条第3号に規定する協同組合連合会

(5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第5条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会

(6) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

(7) 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第1条に規定する株式会社日本政策金融公庫

(8) 保険業法（平成7年法律第105

号)第2条第2項に規定する保険会社

2 条例第21条第1項の規定による交付は、次に掲げる融資以外の融資について行うものとする。

(1) 消費者の当該事業者に対して持つ預金債権その他これに類する権利を担保とする融資

(2) 独立行政法人福祉医療機構法(平成14年法律第166号)第12条第1項第12号及び第13号に規定する貸付け並びに沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)第19条第1項第2号の規定による恩給等(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和29年法律第91号)第2条第1項に規定する恩給等をいう。)を担保とする小口の資金の貸付け

(3) 現金自動支払機、現金自動預払機その他これらに類する機械による融資

3 条例第21条第1項の規定により交付する書面(以下「金銭消費貸借契約書等」という。)は、次に掲げる項目が記載されたものとする。

(1) 貸付金額

(2) 貸付年月日

(3) 元金の返済期日

(4) 年利

(5) 利息の支払方法及び支払期日

(6) 違約金

(7) 前各号に掲げるもののほか、基本的な契約条項

4 条例第21条第1項の規定による交付は、当該契約の内容を消費者に説明して行うものとする。

(受取書等交付の省略)

第13条 条例第21条第2項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる弁済を受けた場合とする。

(1) 振込みによる弁済

(2) 振替による弁済

(3) 給与明細書その他の書面で弁済が確認できる場合における給与からの引去りによる弁済

(不当な取引行為)

(不当な取引行為)

第5条 条例第21条第1項及び第2項の規則で定める行為は、別表に掲げる行為とする。

2 市長は、消費者からの申出に基づき、別表に掲げる行為に該当するかどうかの判定を行うものとする。

3 市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議

第14条 条例第23条第1項及び第2項の規則で定める行為は、別表第9に掲げる行為とする。

2 市長は、消費者からの申出に基づき、別表第9に掲げる行為に該当するかどうかの判定を行うものとする。

3 市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、苦情

会の意見を聴くものとする。

(不当な約款)

第6条 市長は、消費者からの申出に基づき、条例第22条に規定する約款に該当するかどうかの判定を行うものとする。

2 市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為等の是正の指導)

第7条 条例第23条第2項に規定する指導は、次に掲げる事項を記載した文書又は口頭により行うものとする。

(1) 違反を是正するために必要な措置を講じるよう指導する旨

(2) 違反の内容

2 [略]

(不当な取引行為等の是正の勧告)

第8条 条例第23条第2項に規定する勧告は、次に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。

(1) 違反を是正するために必要な措置を講じるよう勧告する旨

(2) 違反の内容

2 [略]

処理審議会の意見を聴くものとする。

(不当な約款)

第15条 市長は、消費者からの申出に基づき、条例第24条に規定する約款に該当するかどうかの判定を行うものとする。

2 市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、苦情処理審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為等の是正の指導)

第16条 条例第25条第2項に規定する指導は、様式第1号による文書又は口頭により行うものとする。

2 [略]

(不当な取引行為等の是正の勧告)

第17条 条例第25条第2項に規定する勧告は、様式第2号による文書で行うものとする。

2 [略]

(不当な取引行為等に係る公表)

第9条 市長は、条例第23条第3項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、その理由を当該事業者^{（事業者）}に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるときは、この限りでない。

2 市長は、条例第23条第3項に規定する公表を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(不当な取引行為等に係る公表)

第18条 市長は、条例第25条第3項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、その理由を当該事業者^{（事業者）}に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるときは、この限りでない。

2 市長は、条例第25条第3項に規定する公表を行うに当たり、必要があると認めるときは、苦情処理審議会の意見を聴くものとする。

3 条例第25条第3項の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く市民に周知できる方法により行うものとする。

(過大包装の基準)

第19条 条例第26条第2項の過大包装の基準は、次の各号のいずれかに該当する消費者包装とする。

(1) 内容品以外の空間容積が必要以上に大きなもの

(2) 内容品の価格に比べて必要以上に包装経費をかけているもの

(3) 内容品の名称、量目、価格、使用方法、性状その他これらに類する

事項について消費者の商品選択に
資するための適切な表示又は説明
のないもの

(4) 商品の無理な詰合せ又は抱合せ
をしているため必要以上に大きく
なっているもの

(5) 明らかに二次使用を偽装したも
の

(過大包装の判定)

第20条 市長は、消費者からの申出に
基づき、条例第26条第1項の過大包
装に該当するかどうかの判定を行う
ものとする。

2 市長は、前項の判定を行うに当た
り、必要があると認めるときは、苦情
処理審議会の意見を聴くものとす
る。

(あっせん又は調停の通知)

第21条 市長は、条例第32条第1項の
規定により苦情処理審議会のあっせ
ん又は調停に付したときは、その旨
を当該苦情の申出者及びその相手方
となる事業者へ通知するものとする。

(情報提供)

第22条 条例第37条に規定する必要が
あると認めるときは、次に掲げると
きとする。

(あっせん又は調停の通知)

第10条 市長は、条例第25条第1項の
規定により審議会のあっせん又は調
停に付したときは、その旨を当該苦
情の申出者及びその相手方となる事
業者へ通知するものとする。

(情報提供)

第11条 条例第31条に規定する必要が
あると認めるときは、次に掲げると
きとする。

(1)～(5) [略]

2 条例第31条に規定する必要な情報は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

3 第3条第3項及び第4項の規定は、条例第31条の規定による情報の提供について準用する。

(1)～(5) [略]

2 条例第37条に規定する必要な情報は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) [略]

3 第4条第3項及び第4項の規定は、条例第37条の規定による情報の提供について準用する。

(重要物資の指定等)

第23条 市長は、条例第46条の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該指定を解除したときも、同様とする。

(立入検査)

第24条 条例第48条第2項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 前項の証明書は、様式によるものとする。

第12条 条例第13条第2項及び第3項、条例第20条第2項、条例第23条第3項並びに条例第26条の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く市民に周知できる方法により行うものとする。

第13条 [略]

第25条 [略]

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は

太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

改正前

別表第1（第3条関係）

事業者	条例第10条第2項に規定する措置
クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第2項に規定する業者	<p>(1) 石油系溶剤でドライクリーニングをした洗濯物については、取扱上の注意として、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <div data-bbox="1694 514 2864 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>ドライクリーニング溶剤が残って皮膚障害を起こすこともありますので、お持ち帰りの後は、必ず袋から出して、風通しのよい日陰で乾燥し、時間をおいて着てください。</p></div> <p>(2) 前号の取扱上の注意は、洗濯物に返却用の包装をする場合は、ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示し、当該包装をしない場合は、店頭その他の見やすい箇所に表示するとともに、消費者に口頭で説明すること。</p> <p>(3) 前号の規定による表示は、包装にラベルで表示するものについては日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上、包装に印刷で表示するものについては日本産業規格Z8305に規定する28ポイント以上、店頭に表示するものについては日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字及び数字とすること。</p> <p>(4) 第2号の表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色とすること。</p>

別表第2（第6条関係）

商品名	適正に表示しなればならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
防炎又は	(1) 素	(1) 素材の性質及び洗濯により防炎又は難燃の効果に与える影響に

<p>難燃の表示を付している繊維製品（消防法（昭和23年法律第186号）第8条の3第2項の規定による表示を付しているものを除く。）</p>	<p>材質の性質及び洗濯により防火又は難燃の効果を与える影響</p>	<p>については、次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。</p> <div data-bbox="1825 262 2804 378" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>素材に防火加工を施したものですので、洗濯によって防火の効果が低下することがあります。</p> </div> <div data-bbox="1825 441 2804 556" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>素材自体が難燃性のものですので、洗濯によって難燃の効果が低下することはありません。</p> </div> <p>(2) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <div data-bbox="1825 735 2804 798" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>引火したら素早く火元から離すこと。</p> </div> <p>(3) 縫い付けラベル又は下げ札により、本体の見やすい箇所に防火又は難燃の表示及び前2号の表示をすること。</p>
<p>給湯器</p>	<p>※ 使用上の注意</p>	<p>(1) 使用上の注意は、次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。</p> <div data-bbox="1825 1323 2804 1438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>飲まないように 最初に出るコップ〇杯程度の水は、飲用に適しません。</p> </div> <div data-bbox="1825 1501 2804 1617" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>飲まないように 最初の〇秒間に出る水は、飲用に適しません。</p> </div> <p>(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。</p>
<p>オーブン（レンジ）</p>	<p>※ 使用上の注意</p>	<p>(1) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p>

機能を備えたものを含む。)及びレンジ	注意	<p>水をかけないように 使用中前面のガラスに水がかかると割れるおそれがありますので、水がかからないようにしてください。</p> <p>(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。</p>
こんろ	※ 使用上の注意	<p>(1) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <p>火をつけたまま離れたり、外出、就寝をしないこと。 料理中のものが焦げたり、燃えたりするなど、火災の原因になります。特に天ぷらその他の揚げ物をしているときは、注意してください。</p> <p>(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。</p>
ストーブ	※ 使用上の注意	<p>(1) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <p>カーテン、寝具その他の燃えやすいものの近くで使用しないこと。 火災の原因になります。</p> <p>就寝中又は外出中に使用しないこと。</p> <p>(2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。</p>
食品包装用ラップフィルム (食品の)	(1) 品名 (2) 原材料	<p>(1) 耐熱温度及び耐冷温度は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <p>耐熱温度〇〇度、耐冷温度〇〇度</p>

<p>保存調理等に使用される気密性、耐水性、耐油性、密着性等の性質を有する合成樹脂の薄膜で紙管等に巻かれたものである。家庭用のものをいう。）</p>	<p>名 (3) 添加物 名 (4) 耐熱温度及び耐冷温度 (5) 使用用途又は使用上の注意 (6) 寸法</p>	<p>(2) 使用用途又は使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <div data-bbox="1825 315 2819 493" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>電子レンジに使用できます。 油性の強い食品を直接包んで電子レンジに入れないでください (使用上の注意の場合)。</p> </div> <p>(3) 寸法は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <div data-bbox="1825 672 2819 735" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>幅〇〇センチメートル、長さ〇〇メートル</p> </div> <p>(4) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。</p>
<p>ポリ袋（ポリオレフィン系又はポリ塩化ビニル系のフィルムを製袋したものであって、家庭用のものを</p>	<p>使用用途</p>	<p>(1) 使用用途は、次に掲げる例に準じて表示すること。</p> <div data-bbox="1825 1375 2819 1438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食品包装に使用できます。</p> </div> <p>(2) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。</p>

<p>いう。)</p> <p>プレミックス類(小麦粉に糖類、油脂、粉乳、卵粉、膨張剤、食塩、香料等の全部又は一部を混合して製造したホットケーキミックス、天ぷら粉その他これらに類する調製粉であって、容器に入れ、又は包装したものをいう。)</p>	<p>使用上の注意</p>	<p>(1) 使用上の注意は、開封後の取扱方法、調理方法等を表示すること。</p> <p>(2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。</p>
<p>つくだ煮類(しょうゆ、砂糖その他の調味料を加</p>	<p>使用上の注意</p>	<p>(1) 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。</p> <p>(2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。</p>

えて煮し
めた水産
品、農産畜
産品その
他の類似
品(でんぶ
及びそば
ろ煮を含
む。)であ
って、容器
に入れ、又
は包装し
たものを
いう。)及
び煮豆(大
豆、金時
豆、うずら
豆その他
の豆を主
原料とし
て砂糖そ
の他の調
味料を加
えて煮し
めたもの
であって、
容器に入
れ、又は包
装したも
のをい

う。)		
調理冷凍食品(製造し、若しくは調理し、又は加工した食品を凍結したもの(調理冷凍食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1676号)第2条の規定する冷凍魚フライ、冷凍えびフライ、冷凍いかフライ、冷凍かきフライ、冷凍コロッケ、冷凍カツレツ、冷凍しゅうまい、冷	(1) 原材料の配合割合 (2) 使用方法	(1) 原材料の配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントで明記して表示すること。ただし、内容量を数量で表示する製品にあっては、その表示を省略することができる。 (2) 使用方法は、解凍方法、調理方法等を表示すること。 (3) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。

凍ぎょう
ざ、冷凍春
巻、冷凍ハ
ンバーグ
ステーキ、
冷凍ミー
トボール、
冷凍フィ
ッシュハ
ンバーグ、
冷凍フィ
ッシュポ
ール、冷凍
米飯類及
び冷凍め
ん類を除
く。)であ
って、容器
に入れ、又
は包装し
たものを
いう。)

焼肉のた使用上
れ類(しょの注意
うゆ、み
そ、果実、
野菜類等
を主原料
に糖類、香
辛料、調味

(1) 使用上の注意は、開封後なるべく早く使用する必要がある旨等
を表示すること。

(2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。

料、アルコール、油脂、ごま、食酢、食塩等を加えて調製したもので、肉の漬け込み、素焼き、フライパン焼き、鉄板焼き等主に肉の調味料として利用されるものであって、容器に入れ、又は包装したものをいう。）

カット野菜及びカットフルーツ（1種類又は数種類の野菜又は果実を小さ

調製月日又は加工月日

(1) 調製月日又は加工月日は、消費者が購入する商品として調製又は加工を完了した月日をいい、次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。

調製月日（加工月日）○月○日

○. ○調製（加工）

く切り、その他食べやすく調製又は加工を行ったものであって、容器に入れ、若しくは包装し、又は適宜の選択により容器に入れ、若しくは包装するものをいう。）

(2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること

医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第2項に

(1) ※ 異常が生じたときの注意
(2) ※ 身体への危害を防止す

(1) 異常が生じたときの注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。

異常が生じたときは
○○○○などの異常が生じたときは、直ちに使用を中止し、医師の診療を受けてください。

(2) ラベル又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示すること。ただし、容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であるときは、市長の指示する方法で表示すること。

規定する
医薬部外
品(同項第
1号イ又
は第2号
に掲げる
ことが目
的とされ
ているも
の及び医
薬品、医療
機器等の
品質、有効
性及び安
全性の確
保等に関
する法律
第2条第
2項第3
号の規定
に基づき
厚生労働
大臣が指
定する医
薬部外品
(平成21
年厚生労
働省告示
第25号)第
3号に規

るた
めの
正し
い使
い方

<p>定するものを除く。)をいう。)</p>		
<p>化粧品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第3項に規定する化粧品をいう。以下同じ。)</p>	<p>(1) 子供用化粧品以外化粧品にあつては、※異常が生じたとき (2) 子供用化粧品にあつては、※使用上の注意</p>	<p>(1) 異常が生じたときの注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 <div data-bbox="1834 558 2807 737" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>異常が生じたときは ○○○○などの異常が生じたときは、直ちに使用を中止し、医師の診療を受けてください。</p> </div> <p>(2) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 <div data-bbox="1834 915 2807 1094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>勝手に使わせないように この化粧品は、おもちゃではあません。必ず保護者の監視のもとで使用させてください。</p> </div> <p>(3) ラベル又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示すること。ただし、容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であるときは、市長の指示する方法で表示すること。</p> </p></p>
<p>歯磨き(医</p>	<p>*成分</p>	<p>(1) 医薬部外品歯磨き(化粧品に準じて医薬品、医療機器等の品質、</p>

薬品、医療の用途
機器等の
品質、有効
性及び安全
性の確保等
に関する法
律第2条第
2項に規定
する医薬部
外品に該当
する歯磨き
（以下「医
薬部外品
歯磨き」と
いう。）及
び化粧品に
該当する歯
磨き（以下
「化粧品
歯磨き」と
いう。）であ
って、内容
量が50グ
ラム以上
（液体の
ものにあ
っては、50

有効性及び安全性の確保等に関する法律第61条第4号に規定する成分の名称を表示した歯磨き（以下「全成分表示歯磨き」という。）を除く。）にあつては、次により表示すること。

ア 成分の用途は、研磨剤、発泡剤、着色剤、香料その他の薬剤の名称を用いて表示すること。

イ アの薬剤の名称の配列は、それぞれの薬剤に含まれている成分の量の多い順とすること。この場合において、複数の用途を有する成分があるときは、その成分は、その主要な用途となっている薬剤に含まれているものとする。

ウ アの薬剤の名称に併記して、各薬剤に係る成分（当該薬剤として利用することを主要な用途としているものに限る。）の名称を表示すること。この場合において、同じ薬剤に係る成分が複数の種類あるときは、量の多いものから順に表示すること。

(2) 化粧品歯磨き及び全成分表示歯磨きにあつては、成分の用途は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第61条第4号の規定により記載された成分の名称（全成分表示歯磨きにあつては、化粧品に準じて表示した成分の名称）に併記して、研磨剤、発泡剤、着色剤、香料その他の薬剤の名称を用いて表示すること。ただし、水その他の用途を特定するのが困難な成分にあつては、成分の用途に係る表示を省略することができる。

(3) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。

ミリリットル以上)のもの(旅行に持って行く用途等に供するため同一成分の通常の商品よりも容量を少なくしているもの(同一成分の通常の商品について、この規則の規定に基づく表示がなされているものを限る。)を除く。)をいう。)

備考

- 1 表示は、※印を付した事項の見出しについては日本産業規格Z8305に規定する9ポイント以上、*印を付した事項の見出しについては日本産業規格Z8305に規定する6ポイント以上、その他については日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大

きさの文字及び数字とすること。

2 見出しは、簡潔な表現とすること。

3 ※印を付した事項の表示に用いる文字及び数字の種類は、ゴシック体とすること。

4 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的なものとすること。

別表第3（第7条関係）

事業者	役務	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社	生命保険契約に係る役務	(1) 保険契約の申込みの撤回又は解除(以下「申込みの撤回等」という。)に関する事項 ア 申込みの撤回等を行うことができ る旨(申込みの撤回等を行うことができない場合は、その旨) イ 申込み	(1) 表示は、消費者から保険契約の申込みを受ける前に当該適正に表示しなければならない必要な事項を表示した書面(以下「契約のしおり」という。)を消費者に提示し、その内容を説明することにより行うこと。 (2) 表示を保険業法第2条第17項に規定する生命保険募集人(以下「募集人」という。)に行わせるときは、当該募集人に、当該保険契約の契約手続についての当該募集人の権限の範囲を併せて説明させること。 (3) 契約のしおりにおいて、表示しなければならない事項の記載は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は背景の色と対照的なものとすること。 (4) 消費者から保険契約の申込みを受ける際、当該保険契約に係る保険約款及び契約のしおりを消費者に交付し、かつ、第1号の表示を行ったことを消費者に示すため、その旨を記載した書面を消費者に交付する等適切な措置をとること。 (5) 消費者に対し、保険業法第309条第2項前段の規定による提供を行ったときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、前各号(第3号を除く。)の規定による措置を行うことができる。

の撤回等
の方法
ウ 申込み
の撤回等
を行うこ
とができ
る期間

(2) 告知義務

(保険契約
の締結に際
して保険契
約者又は被
保険者が被
保険者に関
する一定の
事実の申出
(以下この
項において
「告知」と
いう。)を行
わなければ
ならないこ
とをいう。
以下同じ。)
に関する次
に掲げる事
項

ア 告知に
係る書類
は、保険

契約者又は被保険者自身が記入すべき旨

イ 告知義務の違反に係る効果

ウ ア又はイに掲げるもののほか、告知義務に関する事項

(3) 保険会社の責任開始期

(4) 保険料払込みの方法

(5) 保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効に関する事項

(6) 保険契約の復活に関する事項

(7) 保険会社の保険金支払の免責事由
 (8) 解約返戻金（保険契約者が保険契約を解約した場合に、保険会社が保険契約者に支払う金額をいう。）に関する事項

<p>信販会社、クレジット中小売商団体の他の消費者に信用を供与する事業</p>	<p>クレジッ ト契 約に 係る 役務</p>	<p>(1) 信販会社等の氏名又は名称並びに住所及び電話番号 (2) クレジット契約の対象となる商品又は役務に関する次に掲げる事項 ア 商品の名称又は</p>	<p>(1) 表示は、消費者からクレジット契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面（以下「クレジット契約の内容を明らかにした書面」という。）を消費者に提示し、その内容を説明することにより行うこと。 (2) クレジット契約の内容を明らかにした書面において、表示しなければならない事項の記載は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は背景の色と対照的なものとする事 (3) 多面的契約関係及びその仕組みに関する事項については、消費者が理解しやすいように次の例のように図を用いて表示すること。 ア 多面的契約関係 (例)</p>
---	---	---	--

者(以下「信販会社等」という。)

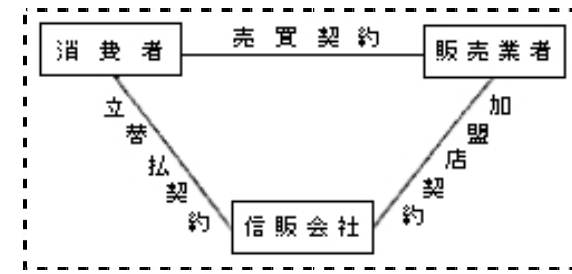
役務の内容

イ 商品の販売業者又は役務の提供者(以下「販売業者等」という。)の氏名又は名称並びに住所及び電話番号

ウ 商品の引渡時期又は役務の提供時期

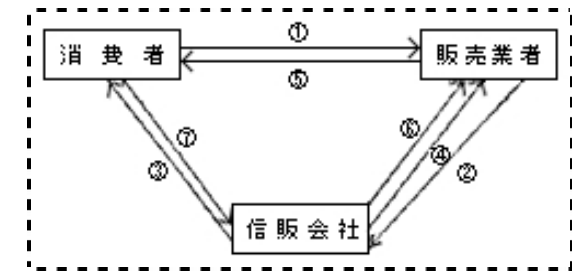
エ 商品の引渡し又は役務の提供と同時にその代金の全額を支払う場合の価格

(3) 消費者が



イ 仕組み

(例)



- ① 商品購入の申込み
- ② 信用調査依頼
- ③ 信用調査
- ④ 承認通知
- ⑤ 商品引渡し
- ⑥ 商品代金一括払
- ⑦ 商品代金に手数料を加算した額の分割払

(4) 欠陥等による支払拒否に関する事項については、消費者の注意を引くように朱書きその他の方法により表示すること。

(5) 欠陥等による支払拒否を行う場合の方法において、その理由となる商品又は役務の欠陥等の状況を説明した書面(以下この表において「説明書面」という。)を信販会社等に提出しなければならないとされている場合にあっては、説明書面の用紙をクレジット契約の内容を明らかにした書面に添付すること。ただし、クレジット契約の内容を明らかにした書面に、

<p>信販会社等に分割して支払わなければならない金銭の総額並びにその支払の期間及び回数</p>			<p>消費者の請求により説明書面の用紙を遅滞なく交付する旨及びその請求先の表示がある場合は、この限りでない。</p> <p>(6) クレジット契約の内容を明らかにした書面において、売買契約等に関する事項を表示する場合には、見出しをつける等の方法により、クレジットカードに関する事項と混同が生じないようにすること。</p> <p>(7) 消費者からクレジットカード契約の申込みを受ける際には、クレジットカードの内容を明らかにした書面を消費者に交付すること。</p>
<p>信販会社等に支払わなければならない手数料の料率（割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の2第2項に規定する方法の例により算定した実質年率をいう。）</p> <p>(5) 消費者、販売業者等及び信販会社等の間に生ずる契約</p>			<p>(8) 消費者に対し、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第4条の2第1項前段の規定による提供を行った場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、前各号（第2号を除く。）の規定による措置を行うことができる。</p>

関係（以下
「多面的契
約関係」と
いう。）並び
にその仕組
みに関する
事項

(6) 商品又は
役務の欠陥
等を理由と
する消費者
の信販会社
等に対する
金銭の支払
の拒否（以
下「欠陥等
による支払
拒否」とい
う。）に関す
る次に掲げ
る事項

ア 欠陥等
による支
払拒否を
行うこと
ができる
場合があ
る旨並び
にその理
由及び具

体例（欠陥等による支払拒否を行うことができない場合は、その旨）

イ 欠陥等による支払拒否を行う場合の方法

(7) 消費者と販売業者等との間の商品の販売又は役務の提供に係る契約（以下「売買契約等」という。）が無効である場合又はクレジット契約成立後に解除された場合における消費者の信販会社等

		に対する金 銭の支払に 関する次に 掲げる事項 ア 支払の 要否 イ 既に支 払のあっ た金銭の 返還の有 無	
消費者 衣装の賃 貸をする 事業者	衣装の賃 貸契約を に係る役 務	解約料（消費 者が賃貸借契 約を解除した 場合に、消費 者が賃貸業者 に支払う金額 をいう。）に関 する事項	(1) 表示は、消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し、又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の見やすい箇所に表示することにより行うこと。 (2) 表示は、書面に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上、店頭その他の見やすい箇所に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は、背景の色と対照的なものとする。
消費者 音楽 又は映像 が記録 している 音楽・	音楽・映像 用メディア の賃貸借契 約に係る	(1) 損害賠償 額（賃借し た音楽・映 像用メディ アを消費者 が紛失し、 又は損傷し た場合に、 消費者が賃 貸業者に支	(1) 表示は、消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し、又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の見やすい箇所に表示することにより行うこと。 (2) 表示は、書面に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上、店頭その他の見やすい箇所に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は、背景の色と対照的なものとする。

映像 用メ ディア ア(以 下単 に「音 楽・映 像用 メデ ィア」 とい う。) の賃 貸を する 事業 者	役務	払う金額を いう。)に関 する事項 (2) 延滞料 (賃借した 音楽・映像 用メディア の返却が遅 延した場合 に、消費者 が賃貸業者 に支払う金 額をいう。) に関する事 項
---	----	--

備考 この表において「クレジット契約」とは、消費者が販売業者等から商品を購入し、又は役務の提供を受ける場合において、販売業者等のあっせん又は代理により、信販会社等が、消費者との間で、代金の立替払、代金債権の買取り、代金に充てるための消費者への金銭の貸付けその他の方法により、消費者の販売業者等に対する代金債務を消滅させ、後に消費者から分割して代金に相当する額又は貸し付けた金額等に手数料を加えた額の金銭の支払を受けることを約する契約をいう。ただし、割賦販売法第2条第2項に規定するローン提携販売に係る金銭消費貸借契約並びに同条第3項第1号及び第3号に規定する割賦購入あっせんに係る契約に該当するものを除く。

別表第4 (第8条関係)

事業者	適正に表示し なければなら ない必要な事 項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
-----	---------------------------------	---------------------------

<p>学習教材と役務(家庭教師の派遣、教室の運営等をいう。)を併せたもの(以下「役務付き学習教材」という。)を提供する事業者</p>	<p>(1) 教材に関する次に掲げる事項 ア 教材の名称又は内容 イ 当該教材の対象とする学年、科目及び分野 ウ 当該教材の種類及び数量 エ 販売事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (2) 役務に関する次に掲げる事項 ア 役務の内容 イ 講義を行う場合にあつては、当該講義を行う</p>	<p>(1) 表示は、消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し、その内容を説明することにより行うこと。 (2) 表示は、日本産業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は、背景の色と対照的なものとする。こと。 (3) 教材の種類については、次に掲げる例に準じて表示すること。 <div data-bbox="1899 609 2789 735" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 書籍 カセットテープ CD (コンパクトディスク) ビデオテープ DVD </div> (4) 生徒数に関する事項については、1クラス当たりの生徒の概数又は予定数を表示すること。 (5) 頻度及び回数は、役務を提供する頻度とその提供する合計回数 <div data-bbox="1899 1081 2789 1144" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 週〇回 年間合計〇〇回 </div> (6) 消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込みを受ける際、当該契約の内容を明らかにした書面を消費者に交付する等適切な措置をとること。</p>
--	--	--

場所及び 生徒数
ウ 役務を 提供する 頻度及び 回数
エ 役務を 提供する 事業者の 氏名又は 名称、住所 及び電話 番号

別表第5（第9条関係）

商品	基準量
食用油	10グラム又は100グラム
マーガリン類	10グラム又は100グラム
小麦粉	100グラム
砂糖	100グラム
精肉	100グラム
はちみつ	10グラム又は100グラム
さけ	100グラム
まぐろ	100グラム
トマトケチャップ	10グラム又は100グラム
干ししいたけ	10グラム又は100グラム
ジャム	10グラム又は100グラム
緑茶	10グラム又は100グラム
紅茶	10グラム又は100グラム
インスタントコー ヒー	10グラム又は100グラム

ココア	10グラム又は100グラム
純カレー及び即席 カレー（調理済みの ものを除く。）	10グラム又は100グラム
マカロニ	100グラム
スパゲッティ	100グラム
パン粉	100グラム
ハム	100グラム
ソーセージ	100グラム
ベーコン	100グラム
粉ミルク	100グラム
インスタントクリ ーミングパウダー	10グラム又は100グラム
ヨーグルト	100グラム
バター	10グラム又は100グラム
チーズ	10グラム又は100グラム
煮干し	10グラム又は100グラム
削り節	10グラム又は100グラム
干しわかめ	10グラム又は100グラム
食塩	10グラム又は100グラム
みそ	100グラム
ソース	10ミリリットル、100ミリリットル、10グラム又は100グラム
ドレッシング類	10ミリリットル又は100ミリリットル(サラダドレッシング及び半固 形状ドレッシングにあつては、10グラム又は100グラム)
マヨネーズ	10グラム又は100グラム
うま味調味料	10グラム又は100グラム
トイレットペーパー	10メートル
紙おむつ	1枚
シャンプー	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル、100立

	方センチメートル、10グラム又は100グラム
ヘアリンス	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル又は100立方センチメートル
歯みがき類	10グラム又は100グラム
衣料用の合成洗剤及び粉石けん	10グラム又は100グラム
食器等の洗浄に用いられる台所用洗剤	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル、100立方センチメートル、10グラム又は100グラム

別表第6（第10条関係）

事業者	役務
理容師法（昭和22年法律第234号）第1条第3項に規定する理容所の開設者	(1) 総合調髪（カット（頭髪の刈込をいう。以下この表において同じ。）、シェービング（顔そりをいう。以下同じ。）、シャンプー（洗髪をいう。以下同じ。）、セット（調髪の仕上げをいう。以下この表において同じ。）の各施術を組み合わせることをいう。） (2) 子供調髪 (3) シェービング
美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所の開設者	(1) パーマネントウェーブ (2) シャンプー (3) カット (4) セット又はブロー (5) ヘア・ダイ (6) ヘア・マニキュア (7) ヘア・トリートメント
クリーニング業法第2条第2項に規定する営業者	次に掲げる物のクリーニング (1) 背広上下 (2) 背広上衣 (3) ズボン類（ズボン、スラックス、パンツその他これらに類するもののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。） (4) コート類（トレンチコート、レインコートその他これらに類す

- るもののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。)
- (5) ジャンパー・ジャケット類 (ジャンパー、ジャケット、ブレザーその他これらに類するもののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。)
 - (6) ワンピース
 - (7) 婦人上衣
 - (8) スカート
 - (9) 学生服上下
 - (10) 学生服上衣
 - (11) セーター
 - (12) カーディガン
 - (13) ドレスシャツ
 - (14) ワイシャツ
 - (15) ブラウス
 - (16) ふとんカバー
 - (17) シングルのシーツ
 - (18) シングルの毛布
 - (19) ウール着物
 - (20) ネクタイ

別表第7 (第11条関係)

- (1) ミシン
- (2) パーソナルコンピュータ
- (3) 電話機 (ファクシミリ機能を有するものを含む。)
- (4) 携帯電話端末の本体及びその充電器 (アダプターを含む。)
- (5) エアコンディショナー
- (6) テレビジョン受信機
- (7) ビデオテープレコーダー (磁気テープを用いた映像記録の再生装置をいう。)
- (8) ディスクプレーヤー又はディスクレコーダー (光ディスクその他のディスクの媒体を用いた音声の録音若しくは再生又は映像の記録若しくは再生の装置をいう。)
- (9) カメラ一体型ビデオ (レンズと撮像素子を備え、撮像された動画像を磁気テープそ

の他の媒体に記録する装置をいう。)

(10) テープレコーダー(実用最大出力5ワット以下ものに限る、テープデッキを除く。)

(11) ステレオ(定格出力が70ワット以下のものに限る。)

(12) 電気アイロン(定格電圧が100ボルトで定格消費電力が100ワット以上2キロワット以下のものに限る。)

(13) 電気ストーブ(定格電圧が100ボルトで定格消費電力が2キロワット以下のものに限る、パネルヒーターを除く。)

(14) 電気こたつ(定格電圧が100ボルトで定格消費電力が1キロワット以下のものに限る、あんかを除く。)

(15) 電気毛布又は電気敷布(定格電圧が100ボルトのものに限る。)

(16) 電気自動炊飯器(ジャー式自動炊飯器を含み、最大炊飯容量が4リットル以下のものに限る。)

(17) 電子ジャー(有効保温米容量が4リットル以下のものに限る。)

(18) 電子レンジ

(19) 電気トースター(オーブントースターを含み、定格電圧が100ボルトで定格消費電力が2キロワット以下のものに限る。)

(20) 電気オーブン(定格電圧が100ボルトで定格消費電力が2キロワット以下のものに限る。)

(21) 電気冷蔵庫又は電気冷凍庫(冷凍室又は冷蔵室を備えているものに限る。)

(22) 扇風機(羽根の直径が20センチメートル以上50センチメートル以下のものに限る、天井扇風機を除く。)

(23) 電気洗濯機(乾燥機能付きのものを含む。)

(24) 電気掃除機(定格消費電力100ワット以上700ワット以下のものに限る。)

(25) 時計(腕時計、掛時計、置時計及び懐中時計に限る。)

(26) 写真機(使用フィルムが35ミリメートル以下のものに限る。)

(27) デジタルスチルカメラ(レンズと撮像素子を備え、撮像された静止画像データをメモリーカードその他の媒体に記録する装置をいう。)

(28) ガスストーブ(都市ガス消費量が1時間当たり18.61キロワット以下又は液化石油ガス消費量が1時間当たり1.3キログラム以下のものに限る。)

(29) 石油ストーブ(灯油消費量が1時間当たり0.6キログラム以下のものに限る、強制

給排気式、ポット式ストーブ及び温風機を除く。)

(30) ガスこんろ (都市ガス消費量が1時間当たり10.47キロワット以下又は液化石油ガス消費量が1時間当たり0.7キログラム以下のものに限り、1口こんろを除く。)

(31) ガスオープン (都市ガス消費量が1時間当たり4.19キロワット以下又は液化石油ガス消費量が1時間当たり0.3キログラム以下のものに限り。)

(32) ガス自動炊飯器 (最大炊飯容量が4リットル以下のものに限り。)

(33) ガスグリル付きこんろ (都市ガス消費量が1時間当たり10.47キロワット以下又は液化石油ガス消費量が1時間当たり0.7キログラム以下のものに限り。)

(34) ガスレンジ (都市ガス消費量が1時間当たり11.63キロワット以下又は液化石油ガス消費量が1時間当たり0.8キログラム以下のものに限り。)

(35) ガス瞬間湯沸器 (都市ガス消費量が1時間当たり69.77キロワット以下又は液化石油ガス消費量が1時間当たり5キログラム以下のものに限り。)

別表第8 (第11条関係)

(1) 品名及び型名 (型名のない商品にあつては、品名)

(2) 商品の販売者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(3) 商品の保証者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(4) 無料保証期間の始期及び終期 (保証の対象部分により無料保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期)

(5) 無料保証の対象が当該商品のすべての部分か特定の部分かの区別

(6) 無料保証の態様の修理、取替え、払戻し等の区別 (保証期間内に、消費者から例外的にその費用を徴収する場合は、その条件及び内容)

(7) 無料保証を受けるために一定の条件 (保証書を提示すること、転居、贈答等の場合において手続を要することその他の条件をいう。)を必要とする場合は、当該条件

(8) 無料保証の適用除外となる場合

(9) 保証書の発行により、購入者の法律上の権利が制限されることがないこと。

(10) 修補部品の保有期間

(11) 保証を求める場合の申出先 (保証書以外に当該申出先を記載する場合は、その旨)

別表第9 (第14条関係)

(1)～(39) [略]

(40) 消費者がクーリングオフ等の権利 (条例第23条第1項第6号に規定するクーリン

別表 (第5条関係)

(1)～(39) [略]

(40) 消費者がクーリングオフ等の権利 (条例第21条第1項第6号に規定するクーリン

グオフ等の権利をいう。以下同じ。) を行使する際に、これを拒否し、若しくは威迫し、又は術策、甘言その他これらに類する言動その他の手段を用いて当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を主張すること。

(41) 消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭によるクーリングオフの意思表示に対し書面又は電磁的記録によるべきことを告げないで、又は口頭による行使を認めたにもかかわらず、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として、契約の成立又は存続を主張すること。

(42)～(49) [略]

グオフ等の権利をいう。以下同じ。) を行使する際に、これを拒否し、若しくは威迫し、又は術策、甘言その他これらに類する言動その他の手段を用いて当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を主張すること。

(41) 消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭による行使を認めたにもかかわらず、書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を主張すること。

(42)～(49) [略]

様式第 1 号から第 3 号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によってしたものとみなす。